



### 身体障がい者標識（障がい者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障がい者標識（障がい者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークの表示については、努力義務となっています。

○問い合わせ 春日井警察署交通課 TEL 56-0110



### 聴覚障がい者標識（マーク）

聴覚に障がいのある方が運転する車に表示する標識（マーク）で、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示は義務付けられています。

○問い合わせ 春日井警察署交通課 TEL 56-0110



### 耳マーク（聴覚障がい者シンボルマーク）

聴覚障がいの方であることを表す国内で使用されているマークです。聴覚障がいの方は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益になったりするなど、社会生活のうえで不安が少なくありません。預金通帳、診察券などにこのマークが貼付されているなど、マークの呈示をされた場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。

\* このマークは聴覚障がいの方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

○問い合わせ 愛知県難聴・中途失聴者協会 TEL・FAX 23-4789



### 障がい者のための国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。

\* 個人の車に表示することは、シンボルマーク本来の趣旨とは異なり、障がいのある方が乗車していることを周囲に知らせる程度のものになります。道路交通法上の規制を免除されるなどの法的効力はありません。

○問い合わせ 財団法人日本障害者リハビリテーション協会  
TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523



### オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

○問い合わせ 社団法人日本オストミー協会  
TEL 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682



## ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。

お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

○問い合わせ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

TEL 03-5253-1111 内線 3076



## ハート・プラスマーク

身体の内部に障がいを持つ人を表しています。

内部障がい（心臓、腎臓、呼吸機能、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓機能）は外見からは分かりにくいいため、電車などの優先席や障がい者用の駐車スペースを使用するときなどに、様々な誤解を受けたり、必要な手助けを受けられなかったりします。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮する必要があります。

\* このマークは、公的機関が定めた内部障がい者を示すマークではなく、また、法的拘束力也没有ありません。内部障がいの方が自発的に使用するものです。

○問い合わせ 内部障害者・内蔵疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会 TEL 050-5203-0261 FAX 052-711-0180